

# 令和７年度 大分川・大野川学識者懇談会

〔学識者懇談会の目的及び開催予定〕

令和７年１１月２５日  
国土交通省九州地方整備局  
大分河川国道事務所

# 学識者懇談会の目的

1. 河川整備計画内容の点検に対して意見を伺う
  - ・ 流域の社会情勢の変化、地域の意向
  - ・ 事業の進捗状況及び見通し
  - ・ 河川整備に関する新たな視点など
2. 河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、3～5年に一度実施する事業再評価（継続や見直し等）や事業完了後5年以内に実施する事後評価について審議を行う

# 学識者懇談会の開催予定

## 大分川河川整備計画の点検・変更等

|                 |               | R2 | R3 | R4         | R5 | R6 | R7 | R8 |            |
|-----------------|---------------|----|----|------------|----|----|----|----|------------|
| 整備計画の<br>策定・変更  | 策定            |    |    |            |    |    |    |    | H18. 11策定  |
|                 | 変更            |    |    |            |    |    |    |    | 必要な場合に集中開催 |
| 整備計画の<br>点検・再評価 | 点検            | ●  | ●  |            |    |    |    |    | 再評価にあわせて実施 |
|                 | 再評価<br>(河川)   |    |    | ●          |    |    |    |    | 5年に1回      |
|                 | 再評価<br>(環境整備) |    |    | 計画段階<br>評価 |    |    |    |    | 5年に1回      |

## 大野川河川整備計画の点検・変更等

|                 |     | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |                         |
|-----------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-------------------------|
| 整備計画の<br>策定・変更  | 策定  |    |    |    |    |    |    |    | H12. 12策定               |
|                 | 変更  |    |    |    |    |    | ●  |    | H26. 12変更<br>必要な場合に集中開催 |
| 整備計画の<br>点検・再評価 | 点検  | ●  | ●  |    |    |    | ●  |    | 再評価にあわせて実施              |
|                 | 再評価 |    | ●  |    |    |    | ●  |    | 5年に1回                   |

## 大分川・大野川学識者懇談会規約

### (名称)

第1条 本会は、「大分川・大野川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、大分川・大野川水系河川整備計画（国管理区間）（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について審議を行うものとする。

### (組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

### (懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

### (委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

### (公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

### (事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所に置く。

### (規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

### (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

### (附則)

この規約は、平成26年3月7日より施行する。

この規約は、平成27年1月6日より施行する。

この規約は、令和3年11月12日より施行する。